

補助金制度のご紹介

詳しくは、各担当へお問い合わせください。

名称	内容	問い合わせ
新エネルギー利用設備設置費補助金	地球温暖化対策の一環として、環境への負荷が少ない新エネルギーの利用を促進するため、個人住宅、共同住宅、事業所、自治会集会所への太陽光発電システムと小型風力発電システムの設置費の一部を補助します。	環境政策課 環境共生担当 ☎229-3212
生ごみ処理機等購入費補助金	日常生活から発生する生ごみをたい肥化または減量化するための生ごみ処理機などの購入費の一部を補助します。	環境政策課 資源循環推進担当 ☎229-3258 各総合支所地域振興課
リサイクル資源回収活動報奨金	ごみの減量化・再資源化を図ることを目的に、地域で自主的にリサイクル資源の回収活動を行っている営利を目的としない団体に、報奨金を交付してその活動を推奨します。	環境政策課 資源循環推進担当 ☎229-3258 各総合支所地域振興課
ごみ一時集積所設置等事業補助金	自治会が管理する耐久構造の集積所の設置費（新設・改修）の一部を補助します。	環境事業課 ☎226-1224 各総合支所地域振興課
共同汚水処理施設修繕工事補助金	共同汚水処理施設の適正な維持管理を図るため、住民で組織する団体が管理し、使用開始後4年以上が経過した共同汚水処理施設の修繕工事を実施した場合、その管理団体に対し、修繕費の一部を補助します。	環境保全課 環境保全担当 ☎229-3140 各総合支所地域振興課
小規模飲料水供給施設布設事業補助金	上水道が未整備の地域で飲料水を確保するため小規模飲料水供給施設を設置する自治会等に対し、費用の一部を補助します。	環境保全課 環境保全担当 ☎229-3140 各総合支所地域振興課
浄化槽設置整備事業補助金	主に下水道予定処理区域外の地域で、住居専用住宅などに浄化槽を設置する人に、その設置費の一部を補助します。	環境保全課 環境保全担当 ☎229-3140 各総合支所地域振興課
下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金	下水道予定処理区域内の地域に浄化槽を設置する人も、該当する条件によって設置費の一部を補助する場合があります。	下水道建設課 維持担当 ☎239-1036

狂犬病と予防注射 ～大切な愛犬を守るために～



狂犬病とは

狂犬病とは、狂犬病ウイルスによる感染症で、人を含めた全ての哺乳類に感染する恐ろしい病気です。今も一部の国や地域（台湾、オーストラリア、ヨーロッパの一部など）を除く世界中で狂犬病が発生しており、毎年約5万人もの人が亡くなっています。日本では、1957年を最後に国内での感染による狂犬病の発生は認められていません。しかし、密輸や貨物コンテナに動物が紛れて運ばれてくる事例の報告もあり、交通機関が発達して海外との距離が縮まっている現在、いつ狂犬病が侵入してもおかしくない状況です。



国内で狂犬病が発生したら

人が発症すると約10日で亡くなるといわれている狂犬病は、いまだに特效薬がなく、確立した治療法也没有。狂犬病が国内で発生した場合、周辺地域の全ての犬に口輪の装着とつなぐこと(けい留)が命じられ、生きていた犬も、犬の死体もその地域への出入りが禁止されます。

狂犬病がひとたびまん延してしまうと、制圧が困難になるばかりか、私たちも常に狂犬病の恐怖と隣り合わせの生活を余儀なくされます。さらに感染状況によっては、鳥インフルエンザや口蹄疫がまん延した地域のように、愛犬が処分される最悪の事態も考えられます。



登録と狂犬病予防注射

日本では、犬を飼い始める時に、生涯一度の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。手続きを行うと、登録時には犬鑑札、狂犬病予防注射を受けた証として注射済票を交付します。鑑札と注射済票は飼い犬に付けておくことが狂犬病予防法で義務付けられています。

狂犬病予防注射は狂犬病を未然に防ぐ重要な役割を果たしています。狂犬病が再び日本で発生・流行してしまうと、その対策には多くの犠牲と多額の費用が伴います。家族や飼い犬、そしてあなた自身を狂犬病から守るためにも、必ず飼い犬の登録と年1回の予防注射を行いましょう。